

函館市高齢者見守りネットワーク事業
(平成20年度モデル事業)
報告書

～地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域を目指して～



平成21年9月

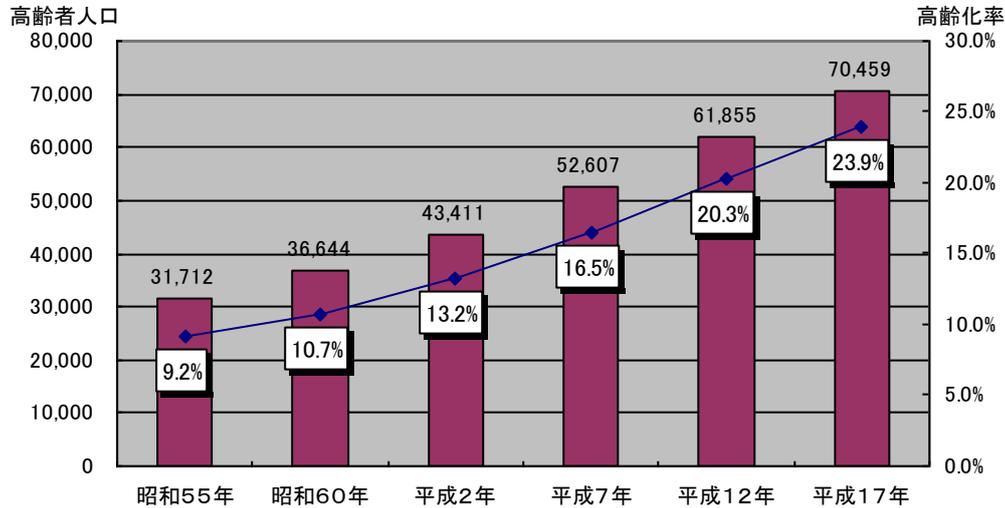
函館市福祉部

目 次

第1章	高齢者の状況	
1	高齢者人口の推移	1
2	高齢者人口の推計	1
3	高齢者世帯の状況	2
第2章	高齢者に対する見守り活動の現状と課題	
1	高齢者に対する見守り活動の現状	3
2	高齢者に対する見守り活動における課題	4
第3章	高齢者見守りネットワーク事業の取り組みの背景と事業目的	
1	取り組みの背景	5
2	「孤立死」「孤独死」とは?	5
3	取り組みの目的	6
第4章	地域包括支援センターの概要	
1	地域包括支援センターの設置	7
2	地域包括支援センターの基本機能	7
3	地域包括支援センターの所在地	8
第5章	平成20年度モデル事業の概要	
1	プロジェクト委員会の設置	9
2	モデル事業の位置づけ	10
3	モデル町と対象者	10
4	全体の仕組み	11
第6章	モデル事業の実績	
1	実態把握対象者数	28
2	事前通知に対する問い合わせ	28
3	実態把握実施状況	29
4	判定会議の判定結果	30
5	事業を通しての意見	32
6	スケジュール	34
第7章	各モデル町の概要	
1	住吉町	35
2	日乃出町	35
3	上野町	36
4	鍛冶2丁目	36
5	港町3丁目	36
6	榎法華地区	37
第8章	評価と考察	
1	モデル事業実施の評価	38
2	考察	38
3	将来的なイメージ	39

1 高齢者人口の推移

本市の65歳以上の高齢者人口は、昭和55年の31,712人(高齢化率9.2%)から、平成17年には70,459人(同23.9%)と、25年間で2.2倍となっています。

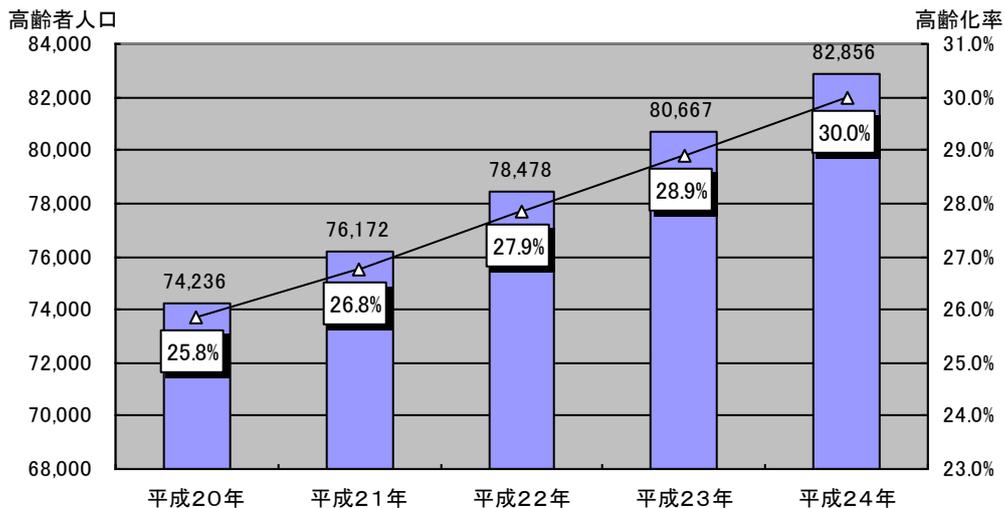


(注) 数値は、旧函館市分と旧4町村分を合算したものである。

(資料) 国勢調査

2 高齢者人口の推計

本市の高齢化率を推計すると、平成20年で25.8%、平成24年には30.0%となり、全国的な傾向と同様、本市においても高齢化がさらに進むと予測されます。



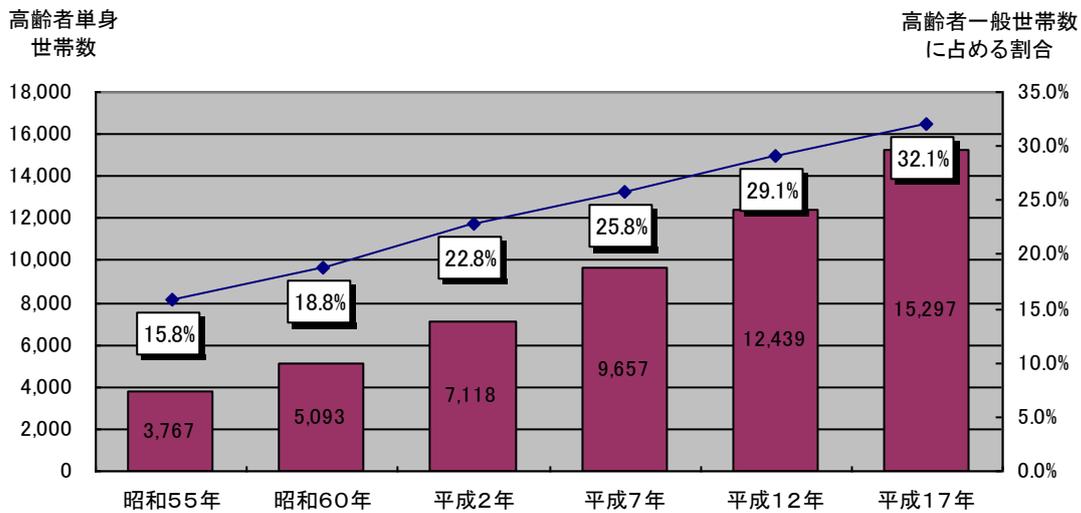
(注) 1 平成20年は9月末日現在の住民基本台帳による。
2 平成21年度以降は政策要因を含まない推計値である。

(資料) 函館市福祉部

3 高齢者世帯の状況

平成17年の国勢調査によると、函館市における65歳以上の親族のいる一般世帯数は、47,597世帯で、そのうち32.1%の15,297世帯が高齢者単身世帯となっています。さらに、高齢者単身世帯数はこの25年間で4.1倍になっており、平成17年においては、高齢者単身世帯数が高齢者夫婦のみの世帯数を上回っています。全国的な傾向と同様、本市においても高齢者のみの世帯が急速に増加しています。

高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合



(資料) 国勢調査

高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者夫婦のみの世帯数の割合



(資料) 国勢調査

1 高齢者に対する見守り活動の現状

(1) 訪問による見守り

◇ 民生委員の活動

- ・ 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。また、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。
- ・ 全国民生委員児童委員連合会の「災害時一人も見逃さない運動」に基づき、災害時に備えた災害福祉マップや要援護者台帳の整備、啓発活動などを、平成18～19年度にかけて民生児童委員協議会単位で実施している。

◇ 函館市社会福祉協議会 在宅福祉ふれあい事業

- ・ 実施主体 函館市社会福祉協議会
- ・ 目的 ボランティアの活性化および高齢者・障害者に対する健康・生きがいがいづくりの推進を市民ぐるみで実施する。
- ・ 対象者 概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者もしくは夫婦のみの世帯または心身の障害等により日常生活に支障のある高齢者のいる世帯
- ・ 事業内容 ① ふれあい（訪問）サービス事業
② 家事援助サービス事業
③ 給食サービス事業
④ 訪問理髪サービス支援事業
等のサービスを、小地域ごとに在宅福祉委員会を設け実施する。

◇ 町会独自の活動

- ・ 見回り活動、防災活動 等

◇ 行政

- ・ 市職員・保健所保健師による訪問
- ・ 生活保護ケースワーカーによる訪問
- ・ 消防本部による一人暮らし高齢者への防火訪問

◇ 福祉制度・サービス

- ・ 地域包括支援センター職員・居宅介護支援事業所職員による訪問
- ・ 介護保険サービス（訪問介護 等）提供時の訪問
- ・ 函館市在宅高齢者等サービス（食の自立支援事業・生活管理指導員派遣事業）提供時の訪問

◇ その他

- ・ 個人の契約に基づくインフォーマルサービス（非公的サービス）による訪問
〔 スーパーマーケット・新聞販売店・タクシー業者・コンビニエンスストア 等
による配達サービス，配食業者による弁当の配達 等 〕

(2) 通所による見守り

◇ 福祉制度・サービス

- ・ 介護保険サービス（通所介護 等）
- ・ 函館市在宅高齢者等サービス（生きがい活動支援通所事業）

◇ その他

- ・ 老人福祉センター
- ・ 老人クラブの活動
- ・ 高齢者デイセントー事業

(3) 緊急時の通報

- ・ 緊急通報システム設置事業
- ・ むくもりネットワーク（函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム）

2 高齢者に対する見守り活動における課題

福祉制度が整備される中，福祉の専門家が多く育成され，それに伴い地域住民の中に「福祉は専門家が担う」といった風潮が生まれつつあります。福祉の世界から地域住民が次第に手を引き，「地域のコミュニティ意識の希薄化」が新たな課題として浮き彫りになっています。また，高齢者の多様で複雑なニーズについては，現行の福祉制度では対応しきれないものも多く，「制度の谷間」への対応が依然として課題となっています。これらの課題については，「向こう三軒両隣」で支え合っていた地域住民の「共助」の精神を取り戻すことにより，解決されることも多くあると考えられます。

さらに，高齢者の見守り活動については，民生委員，在宅福祉委員会等がそれぞれ独自に実施してきており，その活動により高齢者が様々な面で支援されています。しかしながら個人情報保護法が制定されてからは，個人のプライバシーに対する地域住民の過剰反応と言われるような傾向もあり，関係機関の連携が図りづらくなってきているとも言われています。今後は，法解釈等について高齢者を支える各々が共通認識を持ち，その中で情報共有や連携をどのように図っていくかを協議していく必要があると考えられます。

1 取組みの背景

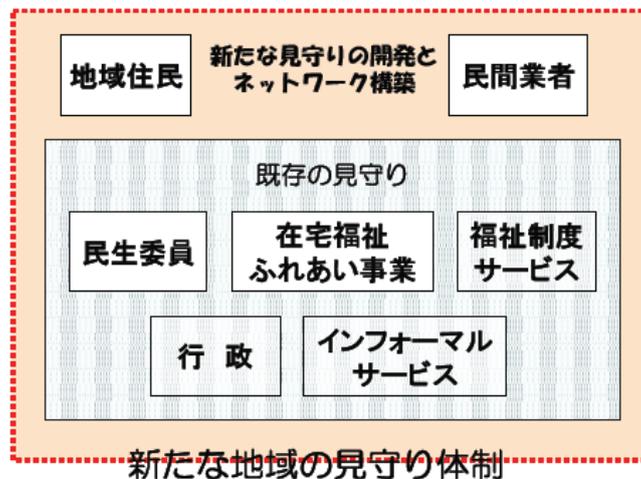
高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加や、前章にもあるような「地域のコミュニティ意識の希薄化」などの社会的背景から、地域や社会から「孤立」した状態で高齢者が死亡する事例が全国的に社会問題となっています。

国においては、平成19年度には「孤立死ゼロ」を目指した推進会議を開催し、高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向け、各自治体の実践を全国に普及させる取組みを進めています。

本市においても、今後も高齢化が進む中、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加するとともに、団塊世代が定年退職を迎え、よりいっそう地域から「孤立」した高齢者が増加していくことが予想されています。

これらの方々が地域から「孤立」しないよう、地域住民と行政が協働することによる「新たな地域の見守り体制」を構築していく必要があり、函館市では平成20年度からモデル事業として「高齢者見守りネットワーク事業」に取り組んでいくこととしました。

～新たな見守り体制のイメージ～



2 「孤立死」「孤独死」とは？

全国的に「孤立死・孤独死」の定義にはっきりとしたものはなく、独自に定義づけをしている自治体もあります。

しかし、定義づけは非常に難しく、例えば「介護保険サービスを毎日利用していたが、サービス提供時間外に誰にも看取られずに亡くなった場合」を孤独死・孤立死と捉えるのか。もしくは、「死後2週間以内に発見された場合は孤立死ではない」と判断できるのか。

対象者の様々な家族背景や住環境を考えると、見守りの頻度や遺体が発見されるまでの期間だけで「孤立死・孤独死」を判断する事は非常に困難と考えられます。

A区の場合 「孤立死」とは、1人暮らしの高齢者が、社会からも地域からも孤立した状態で死亡した場合、又は劣悪な環境で死亡した場合、あるいは家族から見放された状態で死亡した場合と定義

B市の場合 「孤独死」対策を講ずべき対象者を「2週間毎程度に見守る者がいない、独居または高齢者」とする

C研究会の場合 「孤独死」とは、家族など誰にも看取られずに自宅で亡くなり、しかも何らかの手助けがあれば防げたかもしれない「不本意な死」とする

また、「孤独死・孤立死」の定義づけをすることにより、見守り活動を行う方に対し、負担をかけてしまうことが懸念され、継続的な見守りを困難にさせてしまうのではないかと考えました。そこで、「高齢者見守りネットワーク事業」では、「孤立死・孤独死ゼロ」を目指すのではなく、高齢者が地域から「孤立」しないための取組みに着目することとしました。

3 取組みの目的

高齢者見守りネットワーク事業の目的

高齢者の「孤立」を防ぐため、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりを目指します。

目的の実現のためには、まずは地域から「孤立」している方を把握することが必要であり、それには行政の住民基本台帳を基にした実態把握を進めることが必要となります。さらに、現行の見守り活動をどのように生かし、地域全体としての見守りの仕組みを構築していくかが課題と考えます。

そのためには、ネットワークをコーディネートする機関、または見守り活動の中での通報を受け止めるための中心的役割を担う機関が必要となります。これには、ボランティア活動では対応しきれない行政的な機関の関与が必要であると考えます。

この機関として、高齢者の総合的な支援を行うための中核機関である地域包括支援センターを位置づけることにより、行政とのデータベースの共有、情報の適切な管理、通報に対する適切な対応が可能であることから「新たな地域の見守り体制」の構築ができるものと考えました。

1 地域包括支援センターの設置

平成18年度から介護保険法の中に「地域包括支援センター」が位置づけられ、本市においても、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市内に6か所の「地域包括支援センター」を委託設置しています。また、身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口として、「ランチ」を4か所委託設置しています。

圏域	地域包括支援センター	ランチ
西部地区	函館市地域包括支援センターあさひ	
中央部地区	函館市地域包括支援センターこん	ランチこん
東央部地区	函館市地域包括支援センター厚生院	ランチ花園
北東部地区	函館市地域包括支援センター西堀	ランチ西堀
北部地区	函館市地域包括支援センターよろこび	
東部地区	函館市地域包括支援センター社協	ランチかやバ

2 地域包括支援センターの基本機能

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置され、この3職種が連携し、以下の業務を行います。

- ◆ 高齢者の様々な相談に応じ、相談内容に応じて適切な制度や社会資源を利用した総合的な支援
- ◆ 高齢者の人権や財産等を守るための支援
- ◆ 支援や介護が必要となる恐れのある高齢者に対する介護予防ケアプランの作成
- ◆ 地域のケアマネジャーの支援、様々な関係機関とのネットワークづくりによる継続的な支援

保健師



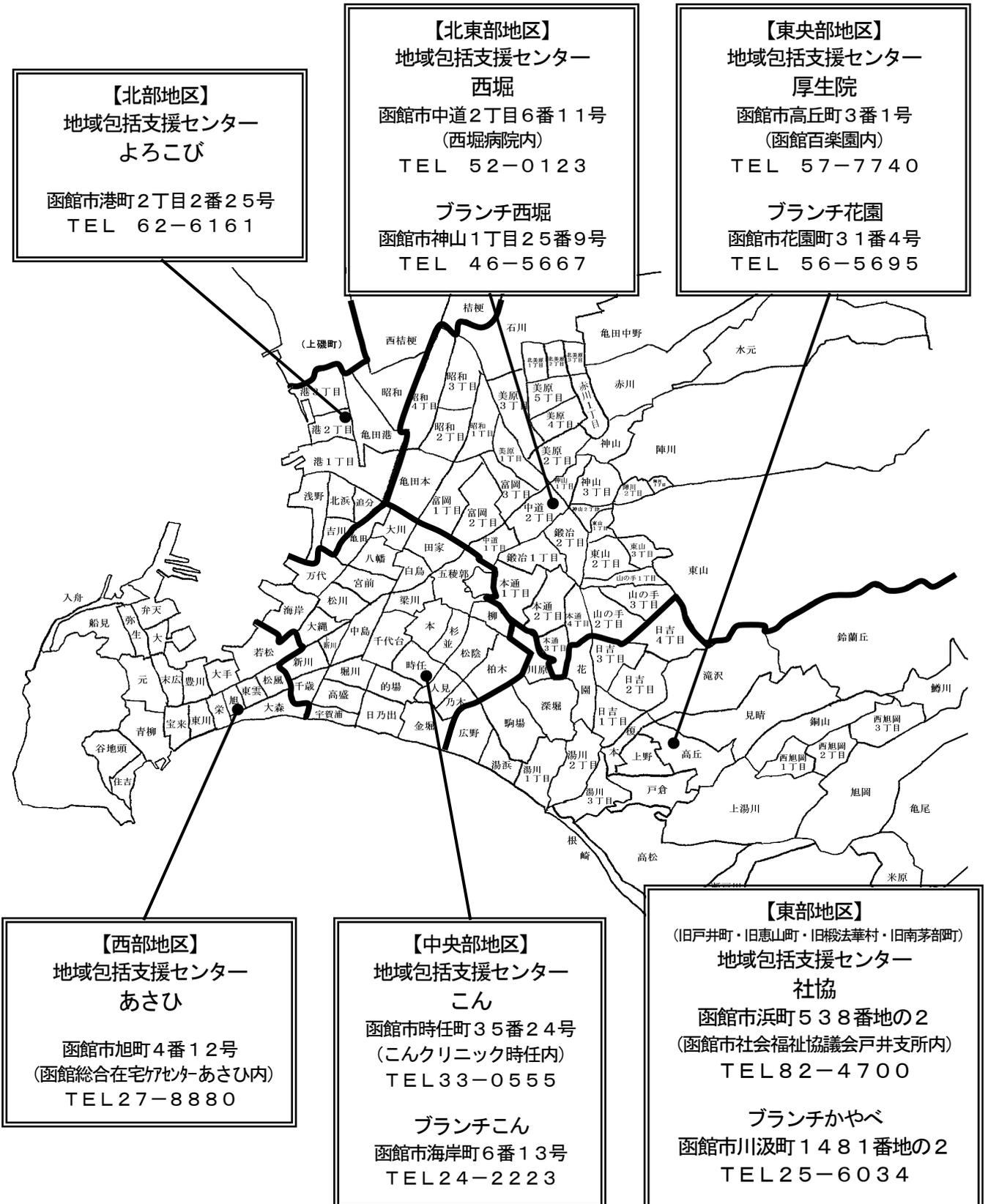
社会福祉士



主任ケアマネジャー



3 地域包括支援センターの所在地



1 プロジェクト委員会の設置

事業の方向性や内容を検討する目的で、平成20年6月「高齢者見守りネットワーク事業 プロジェクト委員会」を発足しました。委員の構成メンバーは、行政から高齢者を所管する3部局からそれぞれ1~2名と、地域包括支援センター、社会福祉協議会としました。

委員	市福祉部介護高齢福祉課	2名	事務局	市福祉部介護高齢福祉課	2名
	亀田福祉事務所	1名			
	市立函館保健所	1名			
	社会福祉協議会	1名			
	地域包括支援センター	6名			

委員会はこれまで11回開催され、事業の方向性や内容を検討し、事業の進捗状況の報告等を行ってきました。

	開催日	協議・検討内容
第1回	平成20年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長選出 ・モデル町の選定について
第2回	平成20年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的について ・世帯名簿作成について
第3回	平成20年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの基準について ・実態把握対象者について
第4回	平成20年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの判定方法について ・個人情報の取り扱いについて
第5回	平成20年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への依頼方法について ・実態把握方法について
第6回	平成20年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書式について ・関係機関への依頼スケジュールについて
第7回	平成20年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの方法や頻度について ・関係団体への依頼スケジュールについて
第8回	平成20年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告と検証方法について ・関係機関との情報共有について
第9回	平成20年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員の対応について ・関係機関への依頼の進捗状況について
第10回	平成21年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握の進捗状況について ・見守りの判定方法について
第11回	平成21年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握の進捗状況について ・次年度の方向性について

2 モデル事業の位置づけ

平成20年度は、地域での新たな見守り体制の構築を試み、評価・検証を通じ全市展開への手がかりとすることを目的とし、地域包括支援センターの圏域毎に1町をモデル町として選定し、モデル事業として実施しました。

モデル町の選定にあたっては、地域包括支援センターの人員配置基準を基に、実態把握実働可能数を算出し、対象町の実態把握数の予測値に近い町に決定しました。

3 モデル町と対象者

(1) モデル町の概要

圏域	地域包括支援センター	地域包括支援センター配置基準 (単位:人)	モデル町	人口	高齢者人口		高齢者単身世帯数	
				A	B		C	
				(人)	(人)	B/A	(件)	C/B
西部地区	あさひ	3	住吉	949	370	(39.0%)	121	(32.7%)
中央部地区	こん	4	日乃出	1,369	418	(30.5%)	234	(56.0%)
東央部地区	厚生院	4	上野	2,548	560	(22.0%)	138	(24.6%)
北東部地区	西堀	5	鍛冶2	2,945	595	(20.2%)	172	(28.9%)
北部地区	よろこび	3	港3	1,584	324	(20.5%)	115	(35.5%)
東部地区	社協	3	楳法華地区	1,345	470	(34.9%)	109	(23.2%)
合計				10,740	2,737	(25.5%)	889	(32.5%)

(注) 平成20年7月末現在

平成17年の本市の高齢者人口は70,459人、そのうち高齢者単身世帯数は15,297人(21.7%)となっているのに対し、モデル町はいずれの圏域においても、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が函館市全体の割合よりも大きくなっています。日乃出町においては、56.0%と特に割合が大きくなっていますが、これは町内に救護施設があることが影響していると考えられ、実態把握対象者からは外れていくことを想定し、実態把握の実働が可能であると判断しました。

(2) モデル町の高齢者単身世帯名簿の作成

介護高齢福祉課で住民基本台帳上65歳以上の高齢者単身世帯名簿を作成しました。データは、平成20年7月末現在の住民基本台帳上の住所・氏名・性別・生年月日、生活保護受給世帯情報、介護保険の認定情報・居宅介護支援事業所・サービス利用情報としました。作成した名簿は、地域包括支援センターへ配付しました。

(3) 実態把握対象者

名簿上の高齢者単身世帯のうち、見守り活動の対象となっている方は、もうすでに何らかの見守りがあると想定されるため、実態把握の対象者からは外すこととしました。

実態把握の対象者は、

- ・ 要支援・要介護認定を受けていない方
- ・ 介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用していない方
- ・ 生活保護を受給していない方
- ・ 民生委員や在宅福祉委員が関わりのない方

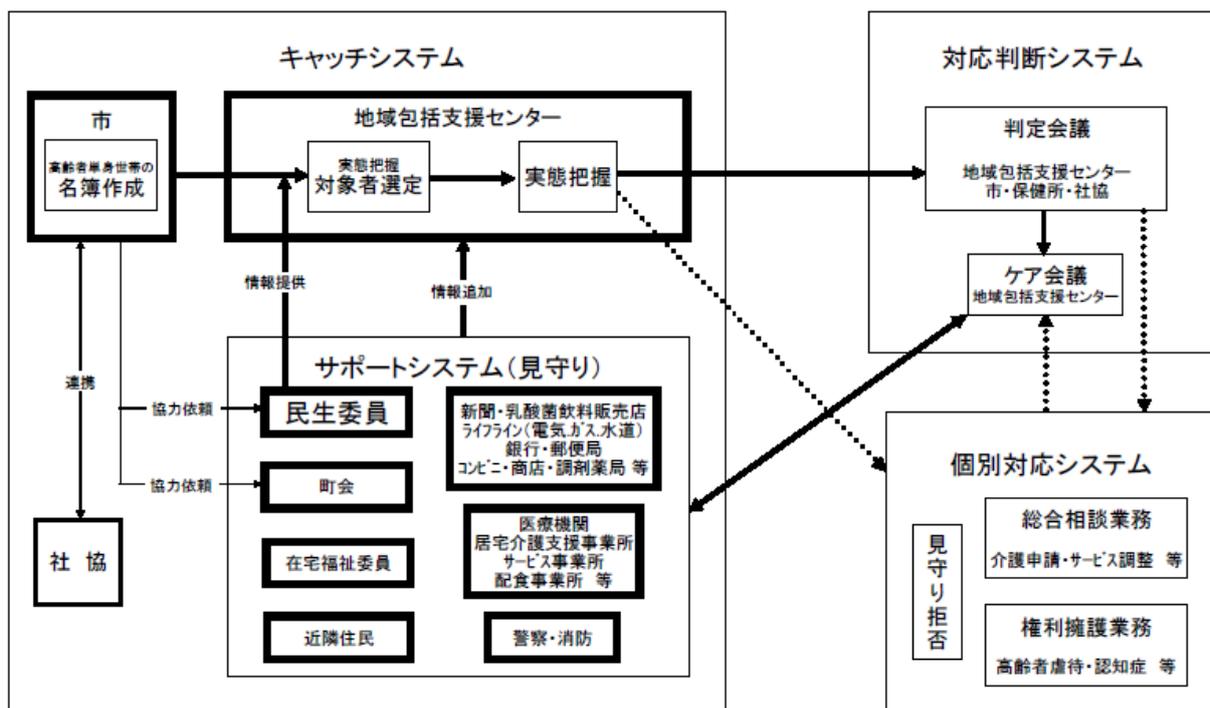
の「誰とも関わりのない高齢者」としました。

4 全体の仕組み

全体の仕組みですが、大まかには高齢者の情報をつかむ「キャッチシステム」と、見守りの方向性を決定する「対応判断システム」、実際に見守りを行う「サポートシステム」の3つに分類しました。

高齢者単身世帯名簿を基に、地域包括支援センターが「誰とも関わりのない高齢者」の実態把握を行い、見守りが必要な高齢者を発掘し、見守り活動につなげるという仕組みとしました。

～全体の仕組み（フローチャート）～



(1) キャッチシステム

◇ 実態把握対象者の抽出

高齢者単身世帯名簿を基に、地域包括支援センターが実態把握対象者の選定を行います。対象者の選定にあたっては、「要支援・要介護認定を受けている方」「介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用している方」「生活保護を受給している方」「民生委員や在宅福祉委員の関わりのある方」は、もうすでに何らかの見守りがあると判断し、実態把握の対象から外しました。

◇ 民生委員との協議

次に、地域包括支援センターは事前に民生委員と対象者選定にあたって協議し、さらに実態把握の対象者を絞り込むこととしました。

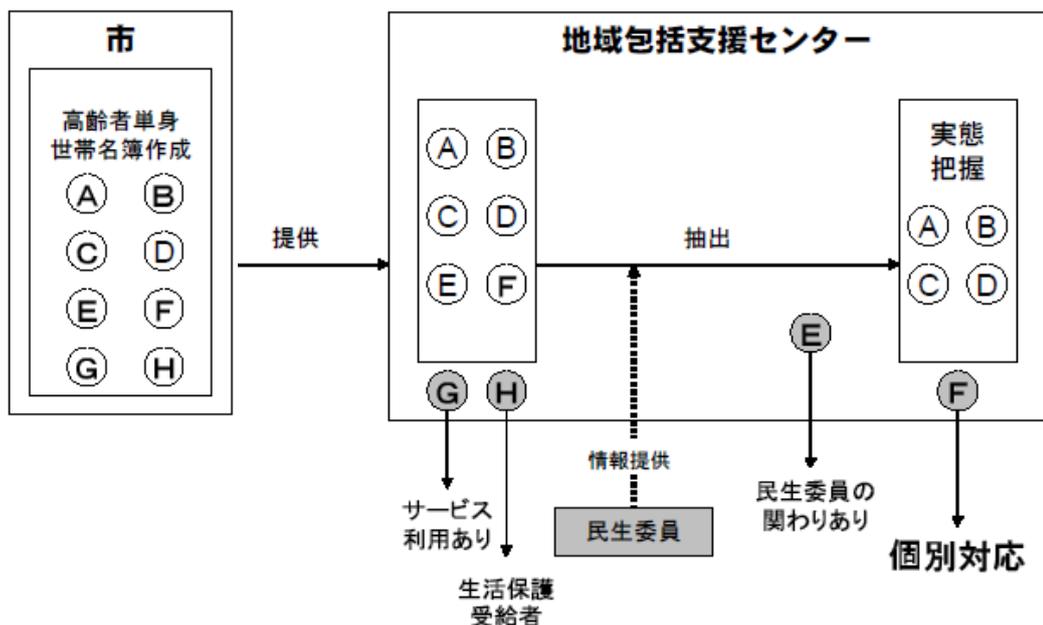
対象者を選定するポイントは、

- ・ 民生委員の面接を拒否している方
- ・ 民生委員から見て気になる方
- ・ 民生委員がこの春から6か月間顔を見ていない方

としました。

ここで、実態把握の対象から外れる方は、民生委員の関わりのある方なので、もうすでに民生委員の見守りがあると判断し、実態把握の対象から外しました。民生委員には、引き続きこれらの高齢者への関わりを継続していただくことになりました。

キャッチシステムの詳細



◇ 転出・転入者の把握

7月末現在の住民基本台帳のデータをもとに高齢者単身世帯名簿を作成しているため、実態把握前に転出や転入している方等がないかどうかを、介護高齢福祉課で住民基本台帳を確認しました。

また、住民基本台帳上にはないが実際にモデル町内に居住しているという方については、民生委員からの情報提供を受けて、実態把握の対象としました。

◇ 事前通知

本市において地域包括支援センターは設置後3年が経過していますが、「誰とも関わりのない高齢者」にとってどのくらい地域包括支援センターが周知されているのか把握できないこともあり、地域包括支援センターが効率良く実態把握に取り組むことができるよう、介護高齢福祉課で実態把握対象者へ「事前通知」を郵送しました。

また、地域包括支援センターは、民生委員との協議を基に、実態把握の対象者の抽出と優先順位を判断し、介護高齢福祉課へ連絡するようにしました。



事前通知には、事業目的や地域包括支援センターの役割、担当地域包括支援センター名、実態把握担当者名、訪問期間を記載し、地域包括支援センターの突然の訪問に少しでも安心感を持ってもらえるよう配慮しました。

また、事前通知が届いてから訪問するまで時間が経ちすぎないように、訪問期間は、2週間以内に統一しました。

さらに、責任の所在を明確にするため、問い合わせ先を地域包括支援センターではなく介護高齢福祉課としました。

「事前通知」に対する問い合わせが入った場合は、事業目的を説明し、その中で了承を得られない場合については、実態把握の強要はせず、生活状況に関する簡単な聞き取りをするとともに、介護高齢福祉課および地域包括支援センターが高齢者のための総合相談窓口であることを伝えるようにしました。

また、希望の訪問日時がある場合については、対象者の要望に沿うかたちで調整しました。

事前通知（裏）

いつも身近に
函館市地域包括支援センター

地域包括支援センターは
高齢者の生活を総合的に支えるための拠点です

～ いつでもお気軽にご相談ください ～

地域包括支援センターは高齢者を多方面から支援します

体力に自信が
なくなってきた

介護保険の制度に
ついて知りたい

一人暮らしなので何か
あったときの事が心配

同年代の方と交流
する場を知りたい

専門職が連携して対応します

保健師

社会福祉士

主任ケアマネジャー

函館市

◇ 実態把握

地域包括支援センターは、事前通知に記載した訪問期間内に実態把握に出向きますが、事前に訪問日時を調整した対象者を除いては、全てドアノック方式で訪問しました。地域包括支援センターから来た実態把握担当者であることを示すため、必ず「身分証明書」を携帯しました。

生活状況の聞き取りには、下記の共通様式を使用しました。

様式名	内 容	方 法
利用者基本情報	日常生活自立度・住居環境・経済状況 家族構成・緊急連絡先 生育歴・一日の過ごし方・趣味 友人や地域との関係・現病歴・既往歴	聞き取り
基本チェックリスト	心身の衰えの指標である生活機能をチェック	対象者記入
見守り介護スコア	見守りの必要度をチェック	聞き取り

・ 利用者基本情報

「見守り」や「地域からの孤立」という視点から、家族構成、友人・地域との関係が重要になってくるため、その部分については意識的に聞き取りをするようにしました。また、緊急連絡先についても、できるだけ聞き取りをさせていただくようにしました。

・ 基本チェックリスト

対象者がどの程度心身の衰えを意識しているかを把握するため、対象者本人に記入していただきました。記入を拒否される方には強要しないこととしました。

・ 見守り介護スコア

高齢者の見守りの必要度をチェックするための点数表で、「本人の状況」(No.1～11)、「介護者状況」(No.12～18)、「環境」(No.19～20)、「公的支援等」(No.21～25)の4項目が点数化されるような仕組みになっています。

「その他」(No.26～31)は、地域における交流や関わりについての情報をチェックする項目であり、ここについても、「見守り」や「地域からの孤立」という視点が重要であるため、できるだけ聞き取りをするようにしました。

利用者基本情報 (表)

利用者基本情報				その1 作成担当者：	
《基本情報》					
相談日	年 月 日 ()	来 所・電 話 その他 ()	初 回 再 来 (前 /)		
本人の現況	在宅・入院または入所中 (施設名：)				
フリガナ 本人氏名		男・女	M・T・S	年 月 日生 () 歳	
住 所		Tel () -	Fax () -		
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2			
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M			
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期間： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度)				
障害等認定	身障 ()、療育 ()、精神 ()、難病 ()				
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 () 階、住宅改修の有無				
経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護				
来 所 者 (相 談 者)					家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●=死亡、☆=カーブーン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)
住 所 連 絡 先		続 柄			
緊急連絡先	氏名	続柄	住所・連絡先		
				家族関係等の状況	

利用者基本情報（裏）

利用者基本情報				その2	
《介護予防に関する事項》					
今までの生活					
現在の生活状況（どんな暮らしを送っているか）	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技	
	時間	本人	介護者・家族		
				友人・地域との関係	
《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）					
年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)		経過	治療中の場合は内容
年 月 日			Ia	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Ia	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Ia	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日				治療中 経過観察中 その他	
《現在利用しているサービス》					
公的サービス			非公的サービス		
地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、および主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。					
平成 年 月 日 氏名 印					

基本チェックリスト

基本チェックリスト			記入日	年	月	日
氏名		生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
住所	函館市	電話	—			

NO.	質問項目	いずれかに○を付けて下さい	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役にたつ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。

見守り介護スコア

【記入日】 平成 年 月 日		【地域包括支援センター名】			【記入者氏名】	
氏名(さん) 性別(男・女) 年齢(才)						
No	区分	状 況	評 価		備 考・考 察	状況合計
1	本人の 状況	食事	0. 介助	1. 一人で可	0.5 見守り程度・不明	_____点 満点：12
2		排泄	0. 介助	1. 一人で可	0.5 見守り程度・不明	
3		歩行	0. 介助	1. 一人で可	0.5 見守り程度・不明	
4		入浴	0. 介助	1. 一人で可	0.5 見守り程度・不明	
5		調理、掃除等	0. 困難又は不可	1. 一人で可	0.5 見守り程度・不明	
6		自立意欲	0. 不良又は不可	1. 良好	0.5 どちらともいえない	
7		援助の受入	0. 不良又は不可	1. 良好	0.5 どちらともいえない	
8		意思疎通	0. 不良又は不可	1. 良好	0.5 どちらともいえない	
9		行動変化(ボケ症状)	0. 出現	1. なし	0.5 どちらともいえない	
10		医療処置の有無	0. あり	1. なし	0.5 どちらともいえない	
11		認知症による問題行動	0. あり	2. なし	1. どちらともいえない	
12	介護者 状況	介護者	0. 病弱又はなし	2. 健康	1. どちらともいえない	_____点 満点：8
13		日中の介護	0. 困難又はなし	1. 可能	0.5 どちらともいえない	
14		介護を代わられる者	0. いない	1. いる	0.5 どちらともいえない	
15		介護意欲	0. 不良又はなし	2. 良好	1. どちらともいえない	
16		周囲との接触	0. 減少	1. 変化なし	0.5 どちらともいえない	
17	表情の変化	0. あり	1. なし	0.5 どちらともいえない		
18	環境	経済状況	0. 低所得・不安	1. 普通・安定	0.5 どちらともいえない	_____点 満点：3
19		住宅状況	0. 不良	1. 良好	0.5 どちらともいえない	
20		主治医の有無	0. なし	1. あり	0.5 どちらともいえない	
21	公的 支援等	近隣・地域の援助	0. なし	1. あり	0.5 どちらともいえない	_____点 満点：7
22		相談・介護認定	0. なし	1. あり	0.5 どちらともいえない	
23		ケアマネジャー	0. なし	2. あり	1. どちらともいえない	
24		在宅サービス利用	0. なし	2. あり	0.5 どちらともいえない	
25		サービスに不満	0. あり	1. なし	0.5 どちらともいえない	
総合計					_____点(満点：30)	
26	その 他	親族・知人の訪問	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
27		親族・知人との電話連絡	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
28		近隣との行き来	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
29		民生委員の関わり	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
30		在宅福祉委員の関わり	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
31		町会の関わり	あり	なし	どちらともいえない	頻度()
スコア得点		対 応				
21～30点		第1次見守り。現状のまま様子を見ていく。少しでも変化があった場合には再チェックを行う。				
11～20点		第2次見守り。助言援助が必要。注意深く見守り、必要な場合は介入を行う。				
0～10点		緊急援助が必要。即時の援助や介入を行う。				

◇ 訪問時不在の対応

不在の場合は、「不在連絡票」を投函し、地域包括支援センターへ連絡いただくようお願いし、対象者からの連絡を待つことにしました。

訪問期間内に再度訪問し不在の場合は、「不在連絡票」を何度も投函しないこととしました。

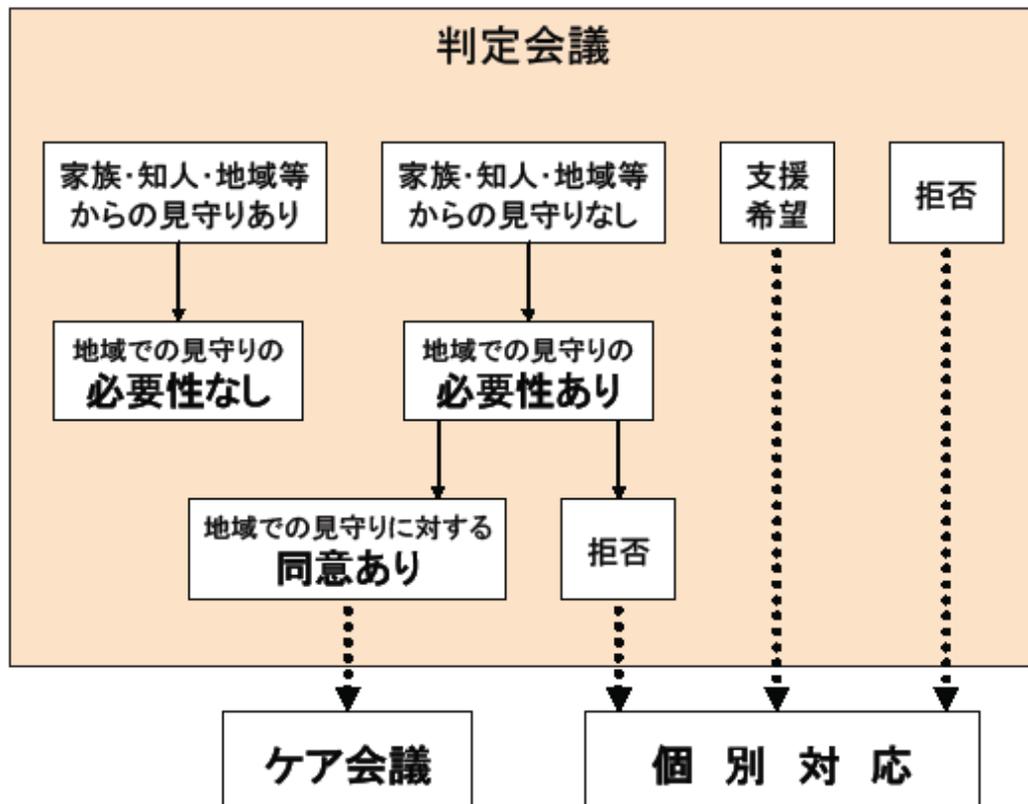
(2) 対応判断システム

地域包括支援センターの実態把握の結果、対象者に対する見守りの方法を協議する場として、「判定会議」、「ケア会議」を位置づけました。

◇ 判定会議

地域包括支援センターの実態把握の後、「地域での見守り」が必要かどうかを判定しました。

対応判断システムの詳細



判定会議の構成メンバーは、プロジェクト委員と「地域包括支援センター実態把握担当職員」としました。

将来的には、この判定会議は各地域包括支援センター独自で実施する形が理想と考えますが、モデル事業では、判定会議のメンバーが共通認識を持つことを目的に6つの地域包括支援センターの合同開催としました。

地域包括支援センターによる個別支援を希望している方、または判定会議で地域での見守りが必要と判断されたが見守りを拒否している方等は、個別対応へ移行していくこととしました。

また、実態把握の結果、「家族と同居している」、「家族や知人が定期的に見守りをしている」等の事実が把握できた場合は、もうすでに見守りがなされていると判断し、地域での見守りは必要ないこととしました。

◇ 登録申請・情報共有の同意

判定会議で地域での見守りが必要と判断された方については、地域での見守り対象者としての「登録申請」をしていただき、見守り協力員（モデル事業の実施期間は民生委員に限ることとした。）との情報共有についての同意を得ました。

「高齢者見守りネットワーク事業」における「見守り協力員」（以下「協力員」と言う。）とは、地域での見守りが必要と判断された対象者に対し、継続的な見守りを行う方です。

◇ ケア会議

地域での見守り対象者として「登録申請」された方については、地域包括支援センターと協力員が、ケア会議で実態把握時等の情報を共有し、見守り方法や頻度について具体的に協議していきました。

見守りの方法や頻度については、継続的に実施できるということが重要であるため、協力員が実施できる範囲としました。

（具体例：2週間に1回電話連絡か訪問による見守り 等）

登録申請書

函館市高齢者見守りネットワーク事業登録申請書

平成 年 月 日

函館市福祉部介護高齢福祉課長 様

住所 函館市 町 丁目 番 号
 申請者 氏 名 (続柄)
 電 話 () -

函館市「高齢者見守りネットワーク事業」に登録したいので、次のとおり申請します。

ふりがな	生年月日	明・大・昭 年 月 日
対象者氏名		性 別	男 ・ 女
対象者住所	函館市 町 丁目 番 号	電 話 ()	-

函館市高齢者見守りネットワーク事業に登録申請するにあたり、当該事業に関わる見守り協力員に情報提供することに同意します。

本人署名 _____ 印

代筆者署名 _____ 印

(3) 個別対応システム

高齢者見守りネットワーク事業をきっかけに、地域包括支援センターが通常行っている総合相談業務、権利擁護業務等において対応すべき対象者については、個別対応システムへ移行していくこととしました。

このことは、介護認定申請やサービス利用調整、高齢者虐待対応、認知症対応等の支援の他、在宅福祉ふれあい事業や町会行事などに参加希望のある方については、関係機関へつなげていく場合も考えられます。

また、地域包括支援センターの実態把握を拒否した方、または判定会議で地域の見守りが必要と判定されたが見守りを拒否している方については、すでに地域から「孤立」している可能性が大きく、個別対応することとしました。具体的には、地域での見守りに対し同意を得られるよう、地域包括支援センターが継続的に関わったり、民生委員と協働し、遠目から安否を確認する等の対応をしていくこととしました。

(4) サポートシステム

サポートシステムは、地域での見守りが必要な方に対する「継続の見守り」と、既存の見守り活動につなげる方法、日常生活や日常業務内で高齢者の異変等がないかを意識的に見る「気づき」の3つのシステムから成り立ちます。

◇ 登録申請者

地域包括支援センターの実態把握、判定会議を経て、地域での見守りが必要と判断され、かつ地域での見守り対象者としての「登録申請」をしていただいた方については、ケア会議で決定した見守り方法や頻度に基づき、協力員が継続的に見守りをする事としました。

見守りは協力員が実施できる範囲としますので、対象者に対しては、「協力員名」はお伝えしますが、見守り方法や頻度については、お伝えしないこととしました。

見守り開始時には、対象者への意識付けと、協力員が誰であるかが伝わるよう「登録決定通知書」を対象者へ郵送しました。

決定通知書

函 福 介
平成 年 月 日

_____様

函館市福祉部介護高齢福祉課長

函館市高齢者見守りネットワーク事業登録決定通知書

函館市高齢者見守りネットワーク事業の申請について、次のとおり決定したので通知します。

登録対象者	氏名	
	住所	函館市 町 番 号 電 話 (0138) -
見守り協力員名		
お問い合わせ先	函館市地域包括支援センター_____ 住所：函館市 町 番 号 電話：(0138) -	

函館市福祉部介護高齢福祉課
高齢者・介護総合相談窓口
TEL 21-3026
FAX 26-5936

◇ 登録申請者

見守りの実施状況については、モデル事業の評価・検証の参考にするため「見守り記録票」に記載していただくよう、協力員にお願いしました。

見守り記録票

見守り協力者名 _____

■ 見守り内容 (①～⑥の選択肢を使って見守り内容をご記入ください。)

① 自宅へ訪問して声をかけた ② 電話でやりとりをした ③ 道端等で挨拶や会話を交わした
 ④ 遠目から本人の様子を確認した ⑤ 遠目からお宅の様子を確認した ⑥ 他者から本人の近況を聞いた

(1月)

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(2月)

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

(3月)

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■ 特記事項 (気になることがあればご自由にお書きください。)

◇ 個別対応システムへ移行した高齢者

地域包括支援センターの実態把握や見守りそのものを拒否している方については、地域包括支援センターと民生委員が協働し継続的に対応していくこととしました。

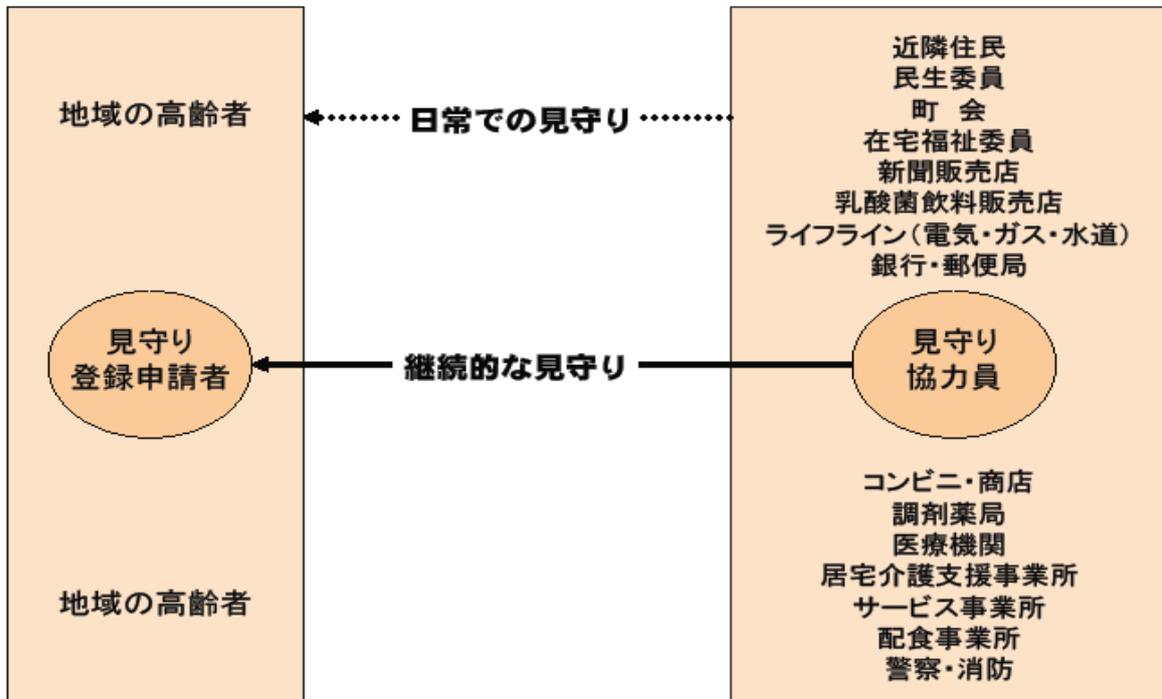
また、介護認定申請やサービス利用調整等に対応する場合についても、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス提供事業所により見守りされていくことになり、結果的に見守り活動につながることとなりました。

◇ その他地域の高齢者

既存の見守り活動の対象となっているため、地域包括支援センターの実態把握対象者から外れた方、家族と同居している方等、全ての高齢者については、地域住民や民間業者が日常生活や日常業務内で「高齢者の異変や生活上の支障」を意識的に見守ることが理想と考えられます。

これには、「高齢者の異変や生活上の支障」のサインや「気づき」を受け止めるための地域包括支援センターをはじめとした相談機関の存在を地域住民や民間業者に周知・啓発していくことが重要と考えられます。

サポートシステムの詳細



全体の仕組みとして、サポートシステムが、キャッチシステムに含まれていますが、これは見守りをしながら気づいた必要な情報は還元していくという流れで、サポートシステムとキャッチシステムが一時的ではなく引き続き連携していくことが、本来の見守りネットワークであると考えられます。(P.11 参照)

◇ 見守りの内容

直接対象者と関わるだけでなく、遠目から様子を確認することも「見守り」として位置づけられると考えられます。

「見守り」の内容として、以下の項目が考えられます。

- 対象者の自宅へ訪問し声をかける
- 道端等で対象者と挨拶や会話を交わす
- 遠目から対象者の様子を確認する
- 遠目から対象者の自宅の様子を確認する

～基本的な見守りの視点～

「できるヒト」が、「できるコト」から。
負担がなく、継続的に見守りを実践することが重要です。

1 実態把握対象者数

モデル町の高齢者単身世帯 889 件のうち、189 件 (21.3%) が「誰とも関わりのない高齢者」として地域包括支援センターの実態把握対象者となりました。

モデル町	高齢者 単身 世帯数	生活保護 受給世帯数		サービス利用 または 施設等入所等		在宅福祉 ふれあい事業 利用者数		実態把握 候補者数		民生委員 の見守り がある者	転出	転入 ・ 住基なし	実態把握 対象者数	
	C (件)	D (件)	D/C	E (件)	E/C	F (件)	F/C	G=C-(D+E+F) +調整数		H (件)	I (件)	J (件)	K=G-H-I+J	
								(件)	G/C				(件)	K/C
住吉	121	7	(5.8%)	42	(34.7%)	42	(34.7%)	48	(39.7%)	44			4	(3.3%)
日乃出	234	85	(36.3%)	128	(54.7%)	35	(15.0%)	64	(27.4%)	32			32	(13.7%)
上野	138	5	(3.6%)	51	(37.0%)	15	(10.9%)	81	(58.7%)	35			46	(33.3%)
鍛冶2	172	12	(7.0%)	42	(24.4%)	8	(4.7%)	113	(65.7%)	46		2	69	(40.1%)
港3	115	21	(18.3%)	28	(24.3%)	27	(23.5%)	58	(50.4%)	28			30	(26.1%)
檜法華地区	109	15	(13.8%)	42	(38.5%)	40	(36.7%)	34	(31.2%)	25	1		8	(7.3%)
合計	889	145	(16.3%)	333	(37.5%)	167	(18.8%)	398	(44.8%)	210	1	2	189	(21.3%)

(注) 実態把握候補者数の「調整数」とは、D・E・Fで重複している数

高齢者単身世帯のうち、16.3%が生活保護世帯、37.5%が介護保険もしくは在宅高齢者等サービス利用者または施設入所等の方でした。また、在宅福祉ふれあい事業利用者数や、民生委員が関わりのある方の数としてそれぞれ把握することができました。

生活保護受給世帯数や在宅福祉委員会、民生委員の活動状況等が地域によって特徴があることが明らかになりました。

2 事前通知に対する問い合わせ

事前通知に対する問い合わせとして介護高齢福祉課へ連絡が入ったのは7件で、中には「知人のところには通知が来ていないのになぜ自分のところだけに来たのか」「本当にこのような事業を行っているのか」等、警戒心を持たれる方が数名いました。

他には、「一人暮らしだが元気にしているので訪問はいらない」「外出していることが多いのでどうしたらよいか」等、対象者によって問い合わせ内容は様々でした。

3 実態把握実施状況

モデル町	実態把握対象者数	実態把握未実施数											実態把握実施数	
	K (件)	L (件)	玄関先で終了	不在連絡票	断りの連絡	家不明	家族と同居	宛所不明	後日訪問約束	死亡	転出	その他	M	
													(件)	M/K
住吉	4	1					1						3	(75.0%)
日乃出	32	18		10		1	2	2		2	1		14	(43.8%)
上野	46	25	6	11			3	1	3			1	21	(45.7%)
鍛冶2	69	52	17	16	10	4	3					2	17	(24.6%)
港3	30	15	6	6	2					1			15	(50.0%)
榎法華地区	8	2										2	6	(75.0%)
合計	189	113	29	43	12	5	9	3	3	3	1	5	76	(40.2%)

実態把握対象者 189 件のうち、実態把握が出来たのが 76 件 (40.2%)、残りの約 6 割は実態把握が出来ませんでした。

実態把握が出来なかった理由としては、「訪問して不在連絡票を投函したが連絡がこない」が 43 件と一番多く、次に「玄関先で挨拶をして終了」「事前に断りの連絡」「家族と同居」が上位となりました。

「不在連絡票を投函しても連絡がない」ということは、訪問自体を拒否している場合があるため、再度訪問する場合は、「不在連絡票」を何度も投函しないこととしました。これらの方は、数回訪問しても会えていない方々ということになりますので、元気で外出されているか、もしくは体調を崩し入院している等、様々な要因が考えられますが、訪問期間を越えて訪問したり、これ以上追跡することは避けました。

「断りの連絡」については、「事前通知」を見て直接地域包括支援センターへ連絡が入る場合と、一度地域包括支援センターが実態把握のため訪問したが不在で、不在連絡票を投函した後に連絡が入る場合の二通りとなりました。また、「玄関先で終了」については、玄関先で挨拶もしくは簡単な聞き取りのみしか出来なく、判定会議にかけるための生活状況の情報収集ができなかった場合としました。いずれの場合も対象者が元気に過ごされていることを確認したうえで、何かあれば地域包括支援センターに連絡をいただけるよう伝えるといった対応を徹底しました。

また、住民基本台帳上では高齢者単身世帯となっても、実際に訪問すると「家族と同居」している場合や「家族と二世帯住宅」である場合もあり、「家族と同居」としてカウントしました。

「その他」としては、「住民票を残したまま遠方の家族の家に身を寄せている」「住民票を残したまま転々としている」等の特殊な事例もありました。

「事前通知」を郵送したことで、問い合わせは数件あったものの、大多数の方は「市から通知が来ていた」と通知の意図を理解し、地域包括支援センターの訪問を受け入れていただき、大きなトラブルなく実態把握を終えました。

4 判定会議の判定結果

実態把握実施者 76 件を、2 回の判定会議で判定をしました。

開催日時	第1回 平成21年2月3日	第2回 平成21年3月26日
判定件数	43件	33件

そのうち、すでに家族・知人等から見守りがなされており、地域での見守りが必要ないと判定された方が 50 件 (65.8%)、個別対応となった方が 23 件 (30.3%)、地域での見守りが必要と判定された方が 3 件 (3.9%) となりました。

モデル町	判定会議判定数	すでに見守りあり		個別対応決定者数		見守り決定者	
	N=O+P+Q (件)	O (件)	O/N	P (件)	P/N	Q	
						(件)	Q/N
住吉	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0	(0.0%)
日乃出	14	12	(85.7%)	2	(14.3%)	0	(0.0%)
上野	21	16	(76.2%)	5	(23.8%)	0	(0.0%)
鍛冶2	17	9	(52.9%)	5	(29.4%)	3	(17.6%)
港3	15	8	(53.3%)	7	(46.7%)	0	(0.0%)
榎法華地区	6	3	(50.0%)	3	(50.0%)	0	(0.0%)
合計	76	50	(65.8%)	23	(30.3%)	3	(3.9%)

(1) すでに見守りありと判定された方の概要

地域での見守りが必要ないと判定された方のほとんどは、「家族もしくは知人等が定期的に電話連絡・訪問している」という事実が確認できました。

また、定期的に見守りをしてきている家族がいなくても、「定期的に町内会の行事等に自ら出向いている」場合等は、対象者が元気に過ごされていることが確認できているため、地域での見守りは必要ないと判定しました。

これらの方々には、何かあれば地域包括支援センターに連絡をいただくよう、リーフレット等を置いてくるといった対応を徹底しました。

(2) 個別対応となった方の概要

個別対応の23件については、「介護認定申請」や「サービス調整」につながった方が10件、「地域での見守りが必要であるが拒否」の方が6件、「特定高齢者施策」として関わっていく方が3件、他は生活保護の相談や施設入所につなげる事例等がありました。

(3) 地域での見守りが必要と判定された方の概要

判定件数76件のうち、「地域での見守りが必要」と判断された方が3件となりました。

対象者1

78歳、男性。妻は他界、1人息子が市内在住。

特に仲が悪い訳ではないが、お互いに遠慮しているのか交流は最低限になっている。町内会の付き合いはあるが、定期的な交流にはなっていない。友人も次々亡くなっており、交流はほとんどない。3～4年前、白血病のため治療を受けていたことがあるが、現在は治療終了している。

定期的な見守りを希望している。

対象者2

74歳、女性。夫、子どもともにすでに亡くなっている。

市内に姉在住だが、連絡先は分からない。

近隣との交流は時々あるが、町会行事などは参加したことがない。

心疾患があり、定期受診・内服治療中である。身の回りのことは自立しているが、長く歩けないため外出はタクシーを利用している。

面接した様子では、認知症の疑いもある。

民生委員は時々訪問しているが、定期的な見守りを希望している。

対象者3

80歳、女性。夫は平成15年に他界し、1人息子が千葉県在住。

夫の仕事の関係で札幌に住んでいたが、夫が他界したため親戚や知人の勧めもあり函館に戻る。

市内に姪がおり、月に1回以上は電話連絡や行き来があり、何かあると支援は得られる。また、友人との交流は多い。息子からは週に1回は電話連絡がある。住んでいるアパートの住人同士や近隣との交流はなく、民生委員による見守りを希望している。

対象者1・2の方は、家族や知人等との交流がなく、近隣との交流は時々あるが定期的なものになっていない方で、身体的な衰えも出てきているようです。現在、介護認定申請やサービス利用調整等までの必要はないため、地域での継続的な見守りにつなげていく必要があります。

対象者3の方は、家族や知人との交流はありますが、近隣との交流が全く無く、80歳の一人暮らしということで不安が大きいようです。今後の見守りの中で、在宅福祉ふれあい事業などにつなげていく必要があります。

5 事業を通しての意見

地域での見守りが必要と判定された方が3件のうち3件全ての方が本事業の趣旨を理解していただき、地域での見守り対象者としての「登録申請」を行っていただきました。見守り活動を通して、次のような意見をいただきました。

見守り対象者より ～見守り活動を受けて～

- ・情報交換により、定期的に訪問してもらえるので安心。

民生委員より ～見守り活動を実施して～

- ・月1回程度の訪問であれば可能。

また、地域での見守りが必要と判定された方がいなかったモデル町においても、事業を通して、次のようなご意見をいただきました。

民生委員より ～良かった点～

- ・基本情報を用いての情報提供により、民生委員として収集した情報では不明だった点（家族関係・緊急連絡先等）の確認が取れた。
- ・何かあったら地域包括支援センターに相談すればよいことが分かった。
- ・民生委員として単独の動きに不安や限界を感じる事もあるので、今後も何かあった際に地域包括支援センターと協力し合っていきたい。
- ・お互いの情報を共有できたので、今後の業務がとてもやりやすくなる。
- ・地域包括支援センターと顔の見える関係が築けたことで、何かあった際にお互いに連携が図りやすくなる。

民生委員より ～課題や検討が必要な点～

- 家族と同居していても見守りが必要な方も多い。
- お元気な方や関わりを拒否する方に、どこまで関わればよいか分からない。
- 生活保護担当や住宅公社、消防等と情報交換をできないものか。
- 民生委員が先に訪問して、関わりを拒否する方に対し地域包括支援センターが実態把握してはどうか。
- 町会館等を誰でも集える場所にしたい。

地域包括支援センターより

- 民生委員が非常に協力的であった。
- 民生委員と一緒に実態把握対象者の選定を行うことで、情報の共有化が図れた。
- 民生委員が見守りの対象として捉えていなかった方の見守りを民生委員に依頼することにつながった。
- 民生委員の見守り活動の状況について知ることができた。
- 高齢者が高齢者を支えている実態が分かった。
- 地域包括支援センターがまだあまり知られていないことが分かった。
- 実態把握しても事前通知を見ていない方が多く、訪問理由について理解していただけない方もいた。
- 実態把握してみるとお元気な方が多かった。
- 実態把握対象者への関わり方が非常にデリケートであると感じた。
- 実態把握した世帯に対し、広報誌等を用いて「高齢者の総合相談窓口」として地域包括支援センターの周知ができた。
- ドアノック方式は時間を費やすが、地域への働きかけの原点と感じた。今後取り組みを広げて行きたい。
- 数回訪問しても不在で、不在連絡票をおいてきた方から、2か月後に連絡が来て、相談につながったケースもあった。
- 不在連絡票を投函しても連絡がこない方に対する対応について検討していく必要がある。
- 実態把握対象者とならなかった方が、自宅でひとりで過ごしている時間に亡くなった。このような亡くなり方をいかに防ぐかが課題と考えさせられた。

6 スケジュール

事項	平成20年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロジェクト委員会検討期間		→									
モデル町選定			●								
高齢者単身世帯名簿作成			→								
個人情報について他部局と協議		→									
社会福祉協議会との打ち合わせ				●							
民児連事務局との打ち合わせ					→						
民児連定例会説明会							●				
民児協各方面説明会							→				
町連事務局との打ち合わせ						●					
町会連合会理事会説明会						●					
各町会三役説明会							→				
各支所との打ち合わせ				→							
各支所への説明会						●					
福祉部内検討会議						●			●		
実態把握対象者選定											
実態把握								→			
見守り実施期間											→

7月のプロジェクト委員会発足後、モデル町の選定、高齢者単身世帯名簿作成、関係機関との打ち合わせと協力依頼を進めてきました。

社会福祉協議会とは、個別対応としての受け皿として考えられる在宅福祉ふれあい事業の活用について協議してきました。また、東部地区にある、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所の各支所とは介護高齢福祉課とのサービス利用者の情報共有等についての打ち合わせを進めてきました。

また、民生児童委員連合会定例会や、各民生児童委員協議会、町会連合会理事会、各町会三役へ、それぞれ事業説明と協力依頼を進めてきました。

さらに、福祉部内で事業内容を審議するための検討会議を2回行いました。

1 住吉町

西部地区は、昔ながらの隣近所のつきあいが存続しており、コミュニティが比較的安定している反面、高齢化が進んでいる地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に住吉町は、高齢化率が39.0%と他のモデル町に比べ高く、高齢者の多い地区です。(P.10 参照)

また、町内に介護老人保健施設があり、施設内に住所を置いている方も多く、高齢者単身世帯のうち34.7%が何らかのサービス利用や施設入所等になっています。

さらに、町会(自治会)の加入率が高い地域であり、高齢者単身世帯のうち34.7%が在宅福祉ふれあい事業を利用しており、他のモデル町に比べ、町会や在宅福祉委員会の活動が活発であることが明らかになりました。

また、実態把握候補者数48件のうち、民生委員の見守りがある方が44件であり、最終的に実態把握が必要と判断された方が4件となり、他のモデル町に比べ、民生委員の活動についても活発であることが明らかになりました。(P.28 参照)

2 日乃出町

中央部地区は、高齢化が進む一方で、活動の担い手となる人的資源自体が不足しており、コミュニティの維持が難しい現状となっている反面、民生委員などへの相談が他の地区よりも多い状況にある地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に日乃出町は、高齢者人口418名のうち、高齢者単身世帯数が234件(56.0%)と、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が他のモデル町に比べ高くなっています。これは、町内に「救護施設」があり、入居者が住民基本台帳上単身世帯となっている場合が多いことが影響していると考えられます。(P.10 参照)

また、高齢者単身世帯のうち生活保護世帯が36.3%、サービス利用または施設入所等の方が54.7%と、他のモデル町に比べ高くなっていますが、これについても「救護施設」入所者による影響と考えられます。

さらに、実態把握候補者数64件のうち、民生委員の見守りがある方が32件、残りの半数が実態把握が必要であると判断されました。また、そのうち22件が公営住宅居住者であり、「誰とも関わりのない高齢者」の多くが公営住宅に居住する方であることが明らかになりました。(P.28 参照)

3 上野町

東中部地区は、高齢化が進んでいるのに対し、近隣との関係では困り事を相談し合い家族同様のつきあいをしているなど、日常生活における協力体制が構築されており、また介護の問題への関心も高い地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に上野町は、高齢者人口560名のうち、高齢者単身世帯数が138件(24.6%)と、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が他のモデル町と比べ低くなっています。(P.10参照)

また、高齢者単身世帯のうち、生活保護世帯が3.6%と、高齢者単身世帯数に占める生活保護世帯数の割合が、他のモデル町に比べ低くなっています。(P.28参照)

家族と同居されている高齢者が多く、昔ながらの隣近所のつきあいが存続していることが予測され、また、高齢者単身世帯においても生活基盤が安定している方が多い地区であることが考えられます。

4 鍛冶2丁目

北東部地区は、町会の組織率が低下しているほか、近隣との関係では、挨拶をする程度のつきあいであるなど、近所との関係が希薄になっている状況が見られる地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に鍛冶2丁目は、高齢化率が20.2%と他のモデル町に比べ低く、年少人口や生産年齢人口が多い地区です。(P.10参照)

また、高齢者単身世帯172名のうち、生活保護世帯が7.0%と、高齢者単身世帯数に占める生活保護世帯数の割合が、他のモデル町に比べ低くなっています。

さらに、高齢者単身世帯のうち、在宅福祉ふれあい事業利用者数が4.7%と、他のモデル町に比べ低くなっています。(P.28参照)

高齢者単身世帯においては生活基盤が安定している方が多い地区であることが考えられますが、一方在宅福祉委員会等の高齢者に対する見守り活動の充実が課題となっている地区であることが考えられます。

5 港町3丁目

北部地区は、総人口が増加傾向にあるため、コミュニティも成長過程にあるが、住宅開発などにより人口流入も激しいことから、近隣関係を主体にした支え合う関係づくりが課題となっている地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に港町3丁目は、高齢化率が20.5%と他のモデル町に比べ低く、年少人口や生産年齢人口が多い地区です。

また、高齢者人口324名のうち、高齢者単身世帯数が115件(35.5%)と、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が他のモデル町に比べ高くなっています。

(P.10 参照)

さらに、高齢者単身世帯のうち、生活保護世帯が18.3%と、高齢者単身世帯数に占める生活保護世帯数の割合が、他のモデル町に比べ高くなっています。(P.28 参照)

高齢者人口の割合は少ないですが、高齢者単身世帯や生活保護世帯等、見守りの必要な方が多い地区であることが考えられます。

6 榎法華地区

東部地区は、昔ながらの隣近所つきあいが存続しており、コミュニティが比較的安定している反面、総人口が減少し、高齢化が進む一方で、漁業などの自営業を営む世帯が多く、高齢になっても働き続ける人が多い地区です。(第2次函館市地域福祉計画引用)

特に榎法華地区は、高齢化率が34.9%と他のモデル町に比べ高くなっていますが、高齢者人口470名のうち、高齢者単身世帯数が109件(23.2%)と、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が他のモデル町に比べ低くなっています。(P.10 参照)

また、高齢者単身世帯のうちサービス利用または施設入所等の方が38.5%と、他のモデル町に比べ高くなっていますが、これは地区内に「生活支援ハウス」があり、入所者が住民基本台帳上単身世帯となっている場合が多いことが影響していると考えられます。また、高齢者単身世帯数の割合については、「生活支援ハウス」入所者を考慮すると、さらに低くなることが考えられます。

さらに、在宅福祉ふれあい事業の項目には、「社会福祉協議会榎法華支所」の単独事業である「愛のふれあい訪問事業(乳酸菌飲料配付)」の利用者を計上していますが、高齢者単身世帯のうち36.7%が利用しており、他のモデル町と比べ利用率が高くなっています。

また、実態把握候補数34名のうち、民生委員の見守り等のある者が25名であり、最終的に実態把握が必要と判断された方が8名となり、他のモデル町に比べ、民生委員の活動についても活発であることが明らかになりました。(P.28 参照)

1 モデル事業実施の評価

モデル事業の取り組みから以下のことが評価できると考えます。

- ◇ モデル町の高齢者の全体像の把握
 - ・ モデル町の高齢者人口，高齢者単身世帯数，および高齢者単身世帯数の介護保険認定者数，介護保険サービス利用状況，在宅高齢者等サービス利用状況等が把握できた。
 - ・ 実態把握することにより，事実上の高齢者単身世帯数が把握できた。
- ◇ 個別支援が必要な高齢者の把握
 - ・ 「介護認定申請」や「サービス調整」の必要な方，または権利擁護業務等の支援が必要な方を把握し，必要な支援につなげることができた。
- ◇ 住民組織の活動の把握
 - ・ モデル町で実施されている在宅福祉委員会の活動状況を把握できた。
 - ・ モデル町の民生委員の見守り活動状況を把握できた。
 - ・ モデル町の民生委員，町会三役の高齢者の見守り活動に対する意識や協力姿勢を把握できた。
- ◇ 住民組織への地域包括支援センターの周知と連携
 - ・ 事業の一連の共同作業の中で，モデル町の民生委員・町会役員と直接顔を合わせる機会ができ，地域包括支援センターの周知につながった。
 - ・ 民生委員との実態把握対象者の選定や個別対応事例への支援の過程での情報共有が，今後の連携強化のきっかけとなった。

2 考察

平成18年度に地域包括支援センターを設置し，3年が経過しました。本市では医療法人等が経営主体となる委託の地域包括支援センターであるため，総合相談支援業務や実態把握業務を基本事業と位置づけているにも関わらず，住民基本台帳の情報や介護認定情報等のデータベース共有ができていないことが課題となっています。

今回，一部のデータベースを共有することができたことにより，これを基に地域包括支援センターが地域診断や総合相談支援業務，実態把握業務の充実につながっていくということが再認識できました。

情報の管理や更新の課題もありますが，高齢者の総合的な支援を行う中核機関として，今後もデータベース共有に向けて検討を進めていくことが必要と考えます。

モデル事業では、見守り登録者が3件となりました。住民基本台帳を基にした実態把握ではありますが、把握できていない対象者も多く、地域での見守りが必要な方の把握としては、見落としも多いと考えられます。

全ての対象者にフィルターをかけることは非常に重要ではありますが、地域性や現在の地域包括支援センターの体制では困難であると思われます。

しかし、モデル事業としては、「地域包括支援センター」と「民生委員」のネットワーク構築という視点では非常に有意義であったと考えられます。

「新たな地域の見守り体制」という目的からすると、今後は、モデル事業で見守り協力員として協力していただいた民生委員以外の在宅福祉委員や町会、近隣住民、民間業者にどのような協力をしていただくかが課題であります。

3 将来的なイメージ

高齢者が地域から「孤立」しないための取り組みとしては、地域住民との多様なネットワーク構築が必要であり、さらに人材発掘に努めていくことが必要と考えられます。また、これらの地域住民に対し、高齢者・介護に関する普及・啓発も同時に行っていく必要があります。

- ・ 住民組織には属さないが世話やきの近隣住民
- ・ 民間業者
新聞販売店、乳酸菌飲料販売店、ライフライン（電気・ガス・水道）
銀行、郵便局、コンビニエンスストア、商店、調剤薬局 等

また、高齢者の見守り活動として独自に実施している住民組織や関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。

- ・ 民生委員、在宅福祉委員会、町会
- ・ 医療機関、居宅介護支援事業所、サービス事業所、配食事業所
- ・ 消防、警察

さらに、福祉部内関係課の連携として、問題を抱えていることの多い生活保護世帯の担当課との連携強化が必要です。

また、地域から孤立している高齢者は災害時の要援護者の対象として捉え、福祉部のみならず防災担当課との連携を図り、一体的に対策を講じていく必要があります。また、ゴミ・し尿収集部門である清掃事業担当課との連携にも発展させていくことも必要であると考えます。

さらに、見守り支援体制の構築を、高齢者虐待や認知症高齢者の早期発見の仕組みへと発展させていくことが必要と考えています。